

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.11 (2021.11.4)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「生きている」(仮題) P1~2
- ② 「東大和市のベンチから」 P2~5
- ③ 陳情不上程告発裁判ー第6回口頭弁論報告ー P5~8
- ④ 新聞記事の紹介ー日本の軍拡ー P8~10
- ⑤ 記事の訂正 P10

生きている 生きている 生きている
バリケードという腹の中で
生きている
毎日自主講座という栄養をとり
“友と語る”という清涼飲料剤を飲み
毎日精力的に生きている

生きている 生きている 生きている
つい昨日まで 悪魔に支配され
栄養を奪われていたが
今日飲んだ“解放”というアンプルで
今はもう 完全に生き変わった
そして今 バリケードの腹の中で
生きている

生きている 生きている 生きている
今や青春の中に生きている

日大闘争の記録『反逆のバリケード』より



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由に
お持ちください

表紙は、日大闘争の真ただ中、バリケードストライキ中の大学構内の壁だか黒板だかに書かれていたという詩である。

日大バリケードストライキ、今から 50 年以上前、日本大学で本当にあった話である。

大学による 34 億円もの使途不明金に端を発し、大学の民主化を求めて学生により闘われた学園闘争。大学当局のロックアウトに対し、日大全共闘はバリケードストライキで抵抗し、大学当局との大衆団交を要求した。

1968 年 9 月 30 日、両国講堂で開かれた全学集会には学生が大挙して結集、大衆団交によって古田会頭をトップとする大学当局から民主化の果実をもぎ取ったが、時の首相 佐藤栄作の介入で一夜にしてその成果は奪い去られた。



その日大で、アメフト問題の記憶が薄れる間もなく、新たな不祥事が浮かび上がった。

またしても多額の不正使用金が発覚し、日大首脳陣に対し捜査がすすんでいる。日本大学は根っこから腐っているとしか言いようがない事態だ。大学は学生のための教育機関ではなく、金儲けのための組織と堕している。そして、疑惑の金額はさらに膨らみ続けている。

だがこれは、日大に限られた現象とはいえない。長らく続いた自公政権下での議員・閣僚による権力の私物化、不正の隠蔽、金権体質、不当、違法な人事介入はもはやこの国の日常になっている。いまや日本の社会構造全体が根腐れを起こしている。いっぽうで階級格差はますます進み続ける。選挙で何とかなるというような喫水線をもはや越えているのではないか。

よみがえれ！ 幻の日大全共闘



不思議な(?) ベンチ(??)

東大和市のベンチから

これは東大和市内の公園にあるベンチである。真ん中にある鉄製のアーム状の物体はいかにも不自然である。手すりには片方しかないし、隣の人との区分けとしては、1 人分の区画があまりに広すぎる。「新型コロナ対策？」と深読みできなくはないが、このベンチは新型コロナ発生よりもずっと以前から設置されている。



ありていに言えば、これはホームレス対策であろう。ここは座るだけの場所だ、横になるな、寝ころぶ場所ではない、という無言の意思表示である。ホームレスに占拠されたらたまらない、どこかよそでなら結構だが、ここでは止めてもらいたい、と言っているようにも聞こえる。

だが、もしかするとこれはゲスの勘ぐりであって、もっと違う目的があるのかもしれない。「アームの中に体幹を入れて横になれば、横転しても地べたに落ちることはないように配慮しているのだ！」とこのベンチの管理者は言うのだろうか。笑うしかないが、そんな言い訳が可能になってしまうところに、このベンチのアームの嫌らしさがある。

そういえば、このようなベンチを他の場所でも見たような記憶がある。記憶だけではあいまいだから、近所をほっつき歩いてみた。意識していたせいもあるかもしれないが、気になるベンチをやはり見つけてしまった。

これらの「不寛容ベンチ」は、東大和市に限ったことではない。市外になるが、腰を下ろすには、



ギリギリの奥行しかないベンチや、座面が前に傾斜しているもの、棒状の横木で座面（？）と背もたれにしている、もはやベンチとは言えそうにない（ガードレールかと思わせる）ものもある。

先ごろ、東大和市の南街九条の会が市議会議員にアンケートをとっていた。その中にベンチのアームを取り外すことについて意見を求めている。その趣旨はホームレスの人のためというものであったように記憶している。多くの議員は住宅対策が先決であり、アームを外すことには否定的だった。お年寄りのために手掛かりが必要という人もいた。それは一理ある（とはいっても、はじめの写真のようなベンチにはその理屈は通らない）が、問題なのは気に入らないものをあくまでも排除しようとする市民社会の姿勢だ。

南街九条の会がそれ以上追求したとの話を聞いてないので、結末がどうなったのかは分からない。住宅対策を講じることは必要なことだが、異端を排除しようとする姿勢はそのままスルーされてしまっている。しかもまだ何事も起きてないのに、予防的措置として設置されていることに、背筋が寒くなるような不気味さを感じてしまう。

話は遡るが、昨年の 9 月に「東大和市子ども・子育て憲章」が市制 50 周年にあわせて発表された。これに対しては異論も多かった。しかし異論を唱えた陳情は議会の横暴で排除されてしまった（そのことをめぐって、裁判も進行中である）。これも異端・異論を許さない偏狭な姿勢を示すものだが、当の「東大和市子ども・子育て憲章」そのものが同様の思想的背景を持っている。

子どもと大人の関係に限らず、人と人とのありようはさまざまである。こうであるべきだなどというものはない。たとえ「子どもと大人のやくそく」などというものがあるとしても、それは個々の家庭内、個人の価値観で対応すればいいだけの話だ。そのような規範を市が定めようとする自体が問題なのである。多様性が尊重されるべきこの社会において、全く逆行した施策である。しかもそれは市制 50 周年という記念行事に合わせて、市長の実績づくりに利用された。

閑話休題、日本と同様に（以上に？）格差社会の広がるイギリスでは、高級マンションの正面玄関の外側にメタルの鋏を打ち付けて、そこにホームレスが座れないようにしているという。

（2016 年 プレイディみかこ『ヨーロッパ・コーリング』「アンチ・ホームレス建物の非人道性」）。似たような事例はデパートなどにもあったようだが、さすがにこれらは撤去されたようだ。

しかし、イギリス以上に異端を許さない日本で、同じようなことが起こらないとは限らない。

東大和市で見かけたホームレス対策ベンチは、格差拡大と異端排除の象徴として今後もあり続けるのか。

とここまで書いて、ふと思い立ってネットで検索してみた。すると、有るは、有るは、イギリスどころの騒ぎではない。

公共空間に異物のように設けられた障害物。そういえば、はじめは新宿西口通路のホームレス対策として、東京都が設置した構造物だったような記憶がある。それがベンチまで拡散したということか。異端排除の思想は際限なく拡大する。

それはヘイトスピーチと同じように、憎悪と排除の思想に基づく。極端な物言いと思われるかもしれないが、戦争を下支えする思想的な基盤ともいえる。極めて困難なことだが、対話と協調を通してしかその克服はなされない。



東大和市議会を被告とする陳情不上程告発裁判 － 第 6 回口頭弁論報告 －

【第 6 回口頭弁論を終えて】

「東大和市子ども・子育て憲章」制定の見直しをもとめる陳情の違法処理をめぐってすすめられてきた裁判も、やっと争点が明確になり、核心的なやり取りができるようになりました。すなわち、東大和市議会会議規則 130 条の第 2 文「ただし、議長において常任委員会に付託する必

要がないと認めるときは、この限りでない。」が「議長預かり」の法的根拠と言えるのか否かに論点が絞られてきました。

これまでは請願法がどうの、地方自治法の条文がどうかというような、いわゆる「上空」での論議が中心になり、また、原告の名誉棄損に関する主張の抽象性や、被告責任の不存在や、謝罪広告について被告の義務なしなどと主張する被告側弁護士の論理展開に関わるが多かったのですが（それはいまだに続いてはいますが）、それらと比べると大きな前進です。

正直、6 回目にしてやっとこれかよという気になります。しかしそれ以前に、裁判官や相手側弁護士は準備書面をよく見ていないのではないかと思わせるようなことがあり、疑問を感じていました。特に提出証拠についてはそのような思いを強くします。被告側弁護士は、東大和市議会会議規則さえロクに目をとおしていないのではないかと観られる場面もありました。

弁護士ですらこうなのですから、訴訟件数を多数抱えているという裁判官は、特に関心をひかなければ証拠の書面にすべて目をとおすなどということは考えられません。その意味で言うと、裁判官に対しては、いかに関心を持ってもらえるようにするテクニック、必要なポイントを短く、かつ分かりやすく伝える技術が必要であるようです。

【東大和市議会会議規則 130 条第 2 文の解釈について】

第 6 回の口頭弁論では、裁判長から原告・被告双方に対して、東大和市議会での陳情の扱いについて 130 条、特に第 2 文に関して双方の主張の根拠となるような事例を示すよう指示されました。原告に対しては、そのほかに他市の例や会議規則について、同様の事例があれば示すようにとも言われました。こちらにとっては負担が大きく困難な対応ですが、可能な範囲でやるしかありません。

しかしいっぽう、裁判長の訴訟指揮に引きずられることなく、こちらの主要については独自に述べておく必要も感じています。それは第 130 条の第 2 文についての見解です。このことは、原告準備書面（4）でもすでに述べたことです。参考までに東大和市議会会議規則 130 条の全文を以下に示します。

第 130 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなす。

つまり 130 条第 1 項第 2 文は〈議長が必要と認めれば常任委員会に付託しない〉と述べているだけで、その先についてはなにも示されていないのです。もちろん「議長預かり」にすると、直接本会議にかけるとも書かれているわけではありません。被告の主張するところは前者であり、原告の主張するところは後者です。

【原告の主張】

原告である私は、以下のように主張しているところです。

- ① 130 条第 1 項第 1 文は「議長は、請願文書表の配布とともに、」で始まるように、構文上、請願文書表（当該陳情においては「陳情文書表」）の配布が前提になっており、第 2 文はそれを受けて「ただし、」となっているのだから、請願文書表配布が前提となる。したがって、被告の主張するように請願文書表（陳情文書表）を配布した後で、「議長預かり」にするなどということとはあり得ない。
- ② 130 条は東大和市議会会議規則の「第 3 章 請願」に含まれるものであり、そのような章の中に、議会での請願審査を否定する「議長預かり」のような内容があることは、憲法第 16 条の請願する権利、及び請願法第 5 条の請願の受理と誠実な処理に反することとなる。
- ③ 被告は東大和市議会会議規則 36 条「委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。」を援用して、議長が議案を委員会付託しないことが、ただちに本会議に上程されないことになるとしているが、これは誤った解釈である。36 条はその冒頭でも示されているとおり、「(付託事件を議題とする時期)」について述べている条項である。36 条は、あくまでも委員会付託された議題について述べているにすぎない（傍点筆者）。本会議で審査される全ての議案が委員会付託されるわけではない。げんに東大和市議会においては、委員会付託を省略して議題に供している例は多数存在する。

もちろん、以上 3 点は第 130 条の第 2 文が、直接本会議で審議されることの根拠を示したものではありません。しかし少なくとも、「議長預かり」という不作為を正当化する根拠とはなり得ないことを示しています。

さらに踏み込んで言えば、130 条「ただし、」以下は、同会議規則 36 条第 3 項に対応しているのではないかと推測されます。以下に第 36 条全文を示します。

第 36 条 会議に付する事件は、第 130 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。（下線は筆者）

【司法制度の中立性について】

話は全く変わるのですが、今回の口頭弁論が始まる前に不可解な対応がありました。被告側弁護士が裁判長に呼ばれ、別室で何事か確認されていたそうです（書記官の言）。勘繰りすぎはいけないとは思いつつ、原告側としてはやはり心穏やかではありませんでした。

どうしても個別対応が必要であるならば、文書でやり取りするとか、他の方法を講じるべきでした。もしくは原告側にも、そのような対応が必要な事情を可能な範囲で説明すべきです。少なくとも中立・公平を旨とする司法の場で、いらぬ疑惑を抱かせるような行為は避けるべきでしょう。

実は、「東大和市中央公民館長によるチラシ配布拒否事件」を取り扱った行政不服審査申し立ての口頭意見陳述の場でも、似たようなことがありました。

口頭意見陳述は市役所別館の会議棟で行われました。口頭意見陳述が終了した後、審査申立人（私です）や傍聴参加者が会議棟を退出した後、審理関係者（審理員と総務部文書課職員）と中央公民館長とその上司である社会教育部長がその場にとどまって退出を見守っていたのです。

その後の残留者の間でなにがあったのか、何もなかったのかは分かりませんが、駐車場から車を出し、申立人や傍聴者が市役所から帰ろうとする頃になって、館長と社会教育部長の両人が会議棟から引き上げてきたのです。

行政不服審査が中立・公平な立場で行われるなどとは最初から信じていませんが、少なくともそのような建前で審査は進められているはずです。しかるに口頭意見陳述終了後に何事か打ち合わせを推測させるような行為は、厳に慎むべきです。少なくとも審査を進める審理員にはそのような配慮があってしかるべきです。たとえ何事も無かったとしても、審査申し立て人としては決して気持ちのいいものではありません。

口頭意見陳述の場で、行政不服審査が市役所職員の資質の向上に役立ち、それが申立人や市民全体の利益に結び付くと主張したのも、このような対応を一度ならず目にしていたからなのです。



新聞記事の紹介

—日本の軍拡—

以下は、東京新聞 10 月 31 日の「社説・意見」欄に載っていた中央大学教授 目加田悦子さんのコラムです。原子力潜水艦と核ミサイル搭載について、世界情勢を踏まえながら、日本におけるその可能性と危険性を指摘しています。

その背景には、朝鮮民主主義人民共和国による潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）発射実験があるだろうし、（文中で触れられていとおおり、）アメリカ・イギリスによるオーストラリアへの原子力潜水艦の技術供与ということにもある。

通常動力型潜水艦から原子力潜水艦へ、そこまで行けば、核ミサイル搭載型原子力潜水艦まで

宮沢喜一・元首相は退任後の一九九四年、雑誌のインタビューで、日本の核武装について踏み込んだ発言をした。

「憲法を改正して日本が軍備を持つ」と、「一番経済的な軍備は核兵器を持つ」という議論が必ず出てくる。「陸上で持てるかどつかはともかく、潜水艦でなら持てる」という議論はきくと出てくる」だろう、と語ったのだ。

憲法九条を変えて日本が「普通の国」になれば、軍事力強化の環境で核武装論の台頭が考えられる。だが、狭い日本で地上に核ミサイルを配備するのは基地周辺住民の強い抵抗が予想される。他方、潜水艦配備型の核ミサイルならば、反対はより弱まるだろう。

原子力潜水艦（原潜）より小型で潜航期間も短い通常動力（ディーゼル）型潜水艦でも、核ミサイルの搭載は可能だ。しかし、原潜の方が搭載数を増やせるうえ、長期間海中で隠密行動できるため、仮に先制攻撃に直面しても生き残れる可能性が高く、核抑止力を強められる。

宮沢元首相はそこまで語らなかったが、自身は望まないそんなシナリオを憂慮していたのではないだろう。

あれから四半世紀。日本の憲法は改正されず、「普通の国」にはなっていない。だが心配なことには、他の諸国が「原潜」拡散による危うい潮流を巻き起こしている。

先月、米英が豪州に原潜の技術供与を約束した。豪州はフランスと通常動力型の建造計画を進めてきたが、これが覆された。原潜を保有しているのは現在、世界では六カ国（米英仏中ロとインド）で、非核国としては豪州が初の事例になる可能性が高まった。



目加田説子
めかたもとこ

中央大学教授

時代を読む 「原潜」拡散の危うい潮流

他国に目を転じるとフランスでも原潜計画が進み、韓国の文在寅大統領も開発の可能性を示唆している。今後、他の非核国が続くこともありうるだろう。

原潜拡散には、どんな危うさが潜むのか。

ひとつは宮沢元首相が指摘した「潜水艦でなら持てる」との意識が高まることだ。通常動力型から原潜に変えれば一気に核搭載・報復能力が向上するため、核武装への誘惑がある時点で強まる要因になるかもしれない。

原潜で使われる核燃料も懸念材料だ。核燃料には、そのままでは核兵器転用できない低濃縮ウラン型と、核転用の敷居が低い高濃縮ウラン型がある。高濃縮ウラン型の場合特に、軍事目的ということで原潜や関連施設が国際原子力機関（IAEA）の査察対象外になると、核武装への抜け道になりかねないとの懸念が強い。

豪州に供与されるのは、高濃縮ウラン型のようなものだ。多くの専門家は、核不拡散条約（NPT）と南太平洋非核地帯条約の一員である豪州が近い将来、核兵器開発に着手するとは考えていない。しかし、仮に他の国々が高濃縮ウラン型原潜を保有しようとした際、豪州が「悪しき先例」となって、反対する論拠が弱まりかねないとの危惧が示されている。

原潜が拡散して、それが核拡散にもつながる。万が一にでもそんな悪夢のようなことが現実にならないよう、どのような手を打っていかばいいのか。豪州への原潜供与は、原潜も含めた軍備強化に動く中国への牽制の色彩が濃い。だが、そこに気をとられるあまり、核拡散防止策が後回しになってはいないか。

は一足飛びである。目加田氏の指摘するこのシナリオには実にリアリティーがある。こんな事態にならないように日本の軍拡政策を注視、反対していかななくてはならない。

現在までは日本国憲法は改正されず、形式的には憲法第9条は無事だが、実質的な改憲は進行している。「自衛隊」という名の軍隊の海外派兵をねらい、実体は航空母艦である「護衛艦いずも」では、米軍のF35B 発着試験が行われた。海外展開の準備は着々と進められている。全ては憲法に違反する政策だが、自公政権は草を踏みしだくように、軽々と違憲行為を繰り返している。言葉は実体を示さず、嘘が本当としてまかり通っている。

大学は金のために軍事研究に手を出して恥じない。加えてAI兵器や自律型ドローンの開発、宇宙空間での軍事技術研究など、「安全保障」という名の際限のない軍備拡張が進んでいる。日本の軍事予算は5兆円を越し、更に延び続けている。

新型コロナで疲弊した国民生活や経済を立て直すためにその予算を振り向ければ、どれだけ多くの命が助かることか。「国防」も「天皇」もタブーであってはならない。たとえ票に結び付かなくとも主張すべきだが、今次選挙において軍拡反対の声はあまり聞こえてこなかった。

イベント紹介

【講演と対話】復員日本兵のPTSD

お話：黒井秋夫さん

（「PTSDの復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」代表）

日時：11月23日（火・休日）午後2時～午後4時

場所：東大和市立中央公民館視聴覚室（定員30名）

参加費：500円（資料代を含む）

主催：サンホセの会

（「東大和市とコスタリカの首都サンホセとの平和友好都市協定を実現する会」）

連絡先：榎本（090-1884-5757）

その他：マスク着用にご協力ください。感染症対策のため、また定員に限りがあるため、できるだけ事前にご連絡ください。

★記事の訂正★

「自由と人権通信 NO.9」6頁「本の紹介コーナー」の記事、『ぼくが遺骨を掘る人「ガマフヤー」になったたんなるわけ』の10行目で「北朝鮮人民共和国」と記しましたが、正しくは「朝鮮民主主義人民共和国」でした。たんなる誤記ではありましたが重大な誤りであり、お詫びして訂正いたします。

ちなみに日本国外務省は、ホームページ上で同国を「北朝鮮」とし、大韓民国はその名のとおりに「大韓民国」と記しています。日本のマスコミもほぼこれに倣っています。言い訳のつもりはありませんが、自分の誤りがこれに引っ張られてしまったという面があることは否定できません。

それにしても、日本国の対応は確信的であるだけに恥すべきであり、他国に対するととても無礼なふるまいです。